

令和7年度 工事の加点について(改定)(対象:令和7年10月1日以降に起工した工事)

・工事の加点は、「創意工夫」、「社会性」等であり、「創意工夫・社会性等に関する実施状況」により評価する。

・下表には、R6年度以降に改訂された内容を掲載する

	加点内容	判断基準	監督課 評定点	成績表 配点	備考
生産性向上	ICT施工 (港湾除く)	標準型ICT活用工事	2点	0.8点	※1
		簡易型ICT活用工事 部分型ICT活用工事	1点	0.4点	土木のみ
	ICT施工 (浚渫工(港湾))	下記全ての段階でICTを活用した工事 ①3次元起工測量 ②3次元数量計算 ③ICTを活用した施工 ④3次元出来形管理 ⑤3次元データの納品	①～⑤ 全て 実施で 2点	0.8点	※2
		上記①～④の段階のうち、 1つ以上の段階でICTを活用した工事	1点	0.4点	
	ICT施工 (基礎工(港湾) 投入)	下記全ての段階(④は除く)でICTを活用した工事 ①3次元起工測量 ②3次元数量計算 ③ICTを活用した施工 ④3次元出来形管理(※該当なし) ⑤3次元データの納品	①～⑤ 全て実施 (④は除く) で2点	0.8点	※3
		上記①～③の段階のうち、 1つ以上の段階でICTを活用した工事	1点	0.4点	
	受発注者間情報 共有システム(A SP)	機能を有効活用し効率化が認められ、電子検査対応が可能であったもの	1点	0.4点	※4
働き方改革	遠隔臨場(オン ライン監督)	規定回数の実施が認められる。	1点	0.4点	※5
	若手・女性技術者	現場代理人または担当技術者として35歳以下(請負工事を契約した日の属する年度の4月1日に満35歳以下)の若手技術者もしくは女性技術者を専任配置する場合	1点	0.4点	※6

※1)「標準型ICT活用工事」、「簡易型ICT活用工事」、「部分型ICT活用工事」の定義は、ICT活用工事実施要領(北九州市技術管理課)による。

※2)ICT活用工事(浚渫工(港湾))実施要領による。

※3)ICT活用工事(基礎工(港湾)投入)実施要領による。

※4)土木工事は、予定価格が一定要件を満たす場合は原則実施
建築・建築設備工事、プラント工事は指定した工事で実施
但し、全工種において、受注者が希望した工事は実施

※5)全工種において、受注者が希望した工事で実施

※6)若手技術者・女性技術者の配置を行う場合には、CORINS(コリンズ)に登録すること。

・総合評価の技術提案で評価している内容については、加対象外とする。